申請年月日 年 月 日

### 燕市移住・就業等支援事業補助金交付申請書

燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、燕市移住・就業等支援事業補助 金の交付を申請します。

#### 1 申請者欄

I-							
フリガナ		性別	生年月日				
氏名 (署名)	(本人の手書きによらない場合は、記名押印)		西暦	年	月	日	
住所	〒	電話					
		番号					
メール							
アドレス							

### 2 燕市移住・就業等支援事業補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身 (60 万円)	世帯 (100 万円)	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数 (1の申請者は含まない)	人
補助金の種類	就業	起業		

### 3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「燕市移住・就業等支援事業補助金 の交付申請に関する誓約事項」に記載され た内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「移住・就業等支援事業に係る個人 情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、燕市に居住 し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(2人以上の世帯の場合は世帯員全てが) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力 と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経 営を担う者との関係	A. 3親等以内 の親族に該当し ない	B. 3親等以内の 親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 燕市への移住の意思について	A. 自己の意思 である	B. 所属からの命 令である

<sup>※</sup> 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所						
住所						
5 (東京 23 区の在勤	か者に該当する な	場合のみ記載)	東京 23 区へ	の在勤履歴	<b>!</b>	
期間		就美	就業地	<b></b>		
				<b>!</b>		
6 (テレワークによ	ろ移住者のみ記	載)移住後の	生活状況			
勤務先部署						
到伤兀印者	<u> </u>					
住所	₸					
勤務先へ行く頻度	週・月・年	回程度 /	行くことは	ない /	その他(	)
む)又は戸籍 □ ③就業先企業等 □ ③就業り必要とな  【場合により必者と23区 保験者証明で、済者により。 (個人事業業年等に、済働から業業の事業にのでの本業にのでの本業にので、第東京23区で、	票除附業型 23 に変数の 25 でのを東証の 23 に変数を発 23 等 12 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2	は起業支援金の名 の東京の東京の東京の記類)、東京の就類)、東京の就類)、東京の記類できる場合の東でので東では、東京の記述をは、東京の記述をは、東京の記述をは、東京の書のでは、東京の書のの書の書が、「「「「「「「「「「「「」」」では、「「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」」では、「」では、「	交付決定通知書 京 23 区に通知書 京 23 区に通知書 定 23 区に移住元 定 23 区で移住元 定 23 区でを確認でを確定できる。 変 2 2 3 区でを確定できる。 変 3 2 4 3 2	書の写し 助していた場。 での在勤地、 書とていた場。 でのでいた場。 でのでいた場。 でいた場。 でいた場。 でいた場。 でいた場。 でいた場。 でいた場。 でいた場。 でいた場。 でいた場。 でいた。 でいた。 類) での在勤地、 での在勤地、 での在勤地、 での在勤地、 でのをいた。 でのをいた。 でいた。	在勤期間及び雇用でも可 > 合> 在勤期間及び雇用	用保険の被
管理コード(新潟県		])				

### (様式第1号別紙1)

# 燕市移住・就業等支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 燕市移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び燕市から調査を 求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、速やかに燕市に報告し、当該補助金の全額又は半額を返還します。
- (1) 燕市移住・就業等支援事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合:全額
- (2) 燕市移住・就業等支援事業補助金の申請日から3年未満に燕市から転出した場合:全額
- (3) 燕市移住・就業等支援事業補助金の申請日から1年以内に当該補助金の要件を満たす職を 辞した場合:全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合:全額
- (5) 燕市移住・就業等支援事業補助金の申請日から3年以上5年以内に燕市から転出した場合: 半額

# (様式第1号別紙2)

# 燕市移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び燕市は、燕市移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県 及び燕市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用 します。

また、新潟県及び燕市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、 又は確認する場合があります。